

## 対象施設及び整備基準の解説

## 公共的施設及び特定施設の解説

### ○ 公共的施設について

条例第2条第1項では、「公共的施設」を病院、劇場、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、公園、道路、公共交通機関の施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるもの並びにこれらに附帯する施設、と定義しており、また、条例第15条では公共的施設の新築等に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な整備基準を遵守することとされている。

設置主体や管理主体が民間であるか官公庁であるかを問わず、多くの県民の利用の利用に供される施設が公共的施設であり、その規模の大小を問わずに高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮して整備することが求められているものである。

公共的施設は、具体的には規則第2条第1項に、建築物、公園等、道路、建築物以外の公共交通機関の施設、建築物以外の路外駐車場の区分に応じて規定されている。

公共的施設的具体例については、以下の解説を参照いただきたい。

### ○ 特定施設について

条例では、「特定施設」は公共的施設のうち規則で定める施設とされ、新築等に当たっては、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととされている（条例第16条第1項）。

特定施設は公共的施設の区分に応じて具体的な定めがなされているが、その具体例については、以下の解説を参照いただきたい。

#### 1 建築物

公 共 的 施 設	特 定 施 設
1 病院又は診療所	すべての施設

#### 〔解説〕

この項では、病院又は診療所を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

#### 〔参考〕

病院に関する規定 医療法第1条の5第1項

診療所に関する規定 医療法第1条の5第3項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
2 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	当該用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）の合計が200平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、劇場、観覧場（競馬・競輪場、観客スタンドを有する競技場等）、映画館又は演芸場を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が200平方メートル以上の施設を特定施設としている。

ここで、「用途面積」とは、特定施設の主要な用途に供する部分の延床面積をいう。映画館を例にすれば、玄関、売店などだけではなくボイラー室のように当外施設と用途上不可分の部分も含めた面積となる。しかしながら、単に同一棟であるからという理由で用途面積に含まれるものでもない。例えば、映画館と同一棟の従業員宿舎の場合、従業員宿舎は用途上可分な部分であり、用途面積には含めないこととなる。

ただし、整備基準の適用は、不特定かつ多数の者が利用（これに準ずる場合を含む。）する部分に限られるので、ボイラー室などには適用されないので注意を要する。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
3 集会場又は公会堂	用途面積の合計が200平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、集会場又は公会堂を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が200平方メートル以上の施設を特定施設としている。

なお、集会場には市民会館、公民館、研修施設などが考えられる。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
4 展示場	用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、展示場を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設を特定施設としている。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
5 薬局	すべての施設

〔解説〕

この項では、薬局を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

〔参考〕

薬局に関する規定 薬事法第2条第5項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積の合計が500平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が500平方メートル以上の施設を特定施設としている。

なお、薬局は、前項に規定されているため、この項でいうその他の物品販売業を営む店舗には含まれない。

また、物品販売業を営む店舗には、新車や中古車の販売所なども含まれるものである。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
7 ホテル又は旅館	用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、ホテル又は旅館を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設を特定施設としている。

〔参考〕

ホテルに関する規定 旅館業法第2条第2項

旅館に関する規定 旅館業法第2条第3項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
8 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設	すべての施設

〔解説〕

この項では、老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター）、有料老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具制作施設及び視聴覚障害者情報提供施設）、児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）、知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム）又は精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場）を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特

定施設としている。

〔参考〕

老人福祉施設に関する規定	老人福祉法第5条の3
有料老人ホームに関する規定	老人福祉法第29条第1項
介護老人保健施設に関する規定	老人保健法第6条第4項
身体障害者更生援護施設に関する規定	身体障害者福祉法第5条第1項
児童福祉施設に関する規定	児童福祉法第7条
知的障害者援護施設に関する規定	知的障害者福祉法第5条
精神障害者社会復帰施設に関する規定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2

公 共 的 施 設	特 定 施 設
9 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場	用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設を特定施設としている。

この項の対象となるのは建築物であるので、屋外の水泳場は対象とならないこととなる（ただし、観覧場を有する場合は観覧場が対象となる場合がある。）。

なお、不特定かつ多数の者が利用するフィットネスクラブ（会員制の場合を含む。）の施設は対象となるが、福利厚生等の目的から従業員のみを対象とする企業の体育館等の施設は対象とならないので注意を要する。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
10 博物館、美術館又は図書館	すべての施設

〔解説〕

この項では、博物館、美術館又は図書館を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

なお、博物館には、水族館が含まれる場合があるので注意を要する。

〔参考〕

博物館に関する規定	博物館法第2条、第29条
美術館に関する規定	美術品の美術館における公開の促進に関する法律第2条第2号
図書館に関する規定	図書館法第2条

公 共 的 施 設	特 定 施 設
11 公衆浴場	用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、公衆浴場を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が1,000平方メートル以上の施設を特定施設としている。

〔参考〕

公衆浴場に関する規定 公衆浴場法第1条第1項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
12 飲食店	用途面積の合計が500平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、飲食店を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が500平方メートル以上の施設を特定施設としている。

なお、組合員、会員などに利用を限定している場合であっても、不特定かつ多数の者が組合員、会員などになる資格を有する場合には、体育館などの例と同様に対象となるので注意を要する。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
13 理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積の合計が100平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋をはじめとするサービス業を営む店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が100平方メートル以上の施設を特定施設としている。

その他これらに類するサービス業を営む店舗の例としては、旅行代理店などがある。

〔参考〕

理容所に関する規定 理容師法第1条の2第3項

美容所に関する規定 美容師法第2条第3項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
14 金融機関又は証券会社の店舗	用途面積の合計が100平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、金融機関（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、労働金庫又は農業協同組合（金融機関の部分に限る））及び証券会社の店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が100平方メートル以上の施設を特定施設としている。なお、ここで金融機関と抽象的な定めがなされているのは、各金融機関を列挙（そのような規則としていいる県も少なからずある。）した場合、近年の政府関係金融機関の整理統合や金融再編に伴う金融機関の整理統合に伴う規則改正の煩を避けるための配慮である。

この項は、ハートビル法施行令で、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗とあるのと同様の概念である。

ところで、金融機関等の店舗のうち例えば電算処理センターのように不特定かつ多数の者が利用しない施設は対象とならないので注意を要する。

〔参考〕

銀行に関する規定	銀行法第2条第1項
信用金庫に関する規定	信用金庫法第4条
信用組合に関する規定	中小企業等協同組合法第3条第2号
商工組合中央金庫に関する規定	商工組合中央金庫法第2条
農林中央金庫に関する規定	農林中央金庫法第2条第1項
中小企業金融公庫に関する規定	中小企業金融公庫法第4条
国民生活金融公庫に関する規定	国民生活金融公庫法第3条
労働金庫に関する規定	労働金庫法第6条
農業協同組合に関する規定	農業協同組合法第10条1号、2号
証券会社に関する規定	証券取引法第28条

公 共 的 施 設	特 定 施 設
15 車両の停車場又は船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	用途面積の合計が100平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、鉄道の駅や船舶の発着場のうち建築物について公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が100平方メートル以上の施設を特定施設としている。

〔参考〕

停車場に関する規定	鉄道事業法第8条
-----------	----------

公 共 的 施 設	特 定 施 設
16 一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積の合計が500平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、一般公共の用に供される自動車車庫のうち建築物について公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が500平方メートル以上の施設を特定施設としている。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
17 公衆便所	すべての施設

〔解説〕

この項では、公衆便所を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
18 郵便局	すべての施設

〔解説〕

この項では、郵便局（一般の郵便局、特定郵便局及び簡易郵便局）を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

〔参考〕

郵便局に関する規定 郵政省設置法第6条

公 共 的 施 設	特 定 施 設
19 一般ガス事業、一般電気事業、第一種電気通信事業その他公益上必要な事業を営む営業所及び事務所	すべての施設

〔解説〕

この項では、ガス、電気、電話などの公益事業の営業所、事務所を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

この場合、事務所のうち例えば電算処理センターのように不特定かつ多数の者が利用しない施設は対象とならないので注意を要する。

〔参考〕

ガス事業に関する規定 ガス事業法第2条  
 電気事業に関する規定 電気事業法第2条  
 電話事業に関する規定 電気通信事業法第6条



公 共 的 施 設	特 定 施 設
20 官公庁の庁舎	すべての施設

〔解説〕

この項では、他の項に規定する建築物に該当しない官公庁の庁舎を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

なお、官公庁とは、国、地方公共団体の機関その他各種の公の機関をいい、その庁舎とは、国の出先機関の庁舎・政府関係機関の事務所、県の本庁舎・出先機関の庁舎、市町村の役場・出張所等をいう。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
21 学校	用途面積の合計が100平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、学校教育法の学校（小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）、専修学校、各種学校を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が100平方メートル以上の施設を特定施設としている。

〔参考〕

学校に関する規定	学校教育法第1条
専修学校に関する規定	学校教育法第82条の2
各種学校に関する規定	学校教育法第83条

公 共 的 施 設	特 定 施 設
22 工場	見学のための施設を有するもの

〔解説〕

この項では、工場を公共的施設として規定し、そのうち見学のための施設を有するものを特定施設としている。

なお、工場については不特定かつ多数の者の利用は考えにくいいため、整備基準の適用は、結局は、見学のための施設に限られることとなろう。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
23 事務所	用途面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、事務所を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が2,000平方メートル以上の施設を特定施設としている。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
24 共同住宅	戸数が51以上の施設

〔解説〕

この項では、共同住宅を公共的施設として規定し、そのうち戸数が51以上の施設を特定施設としている。

共同住宅については利用者が特定されている建築物であるという見方もありえようが、分譲、賃貸にかかわらず高齢者、障害者等の入居の機会が確保できるよう、一定規模以上のものについては対象とされている。

なお、共同住宅における整備基準の適用は、不特定かつ多数の者の利用に供される共用部分のみに限られ、各住戸の内部にまでは適用されないものである。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
25 火葬場	すべての施設

〔解説〕

この項では、火葬場を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

〔参考〕

火葬場に関する規定 墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
26 冠婚葬祭施設	用途面積の合計が100平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、冠婚葬祭施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積の合計が100平方メートル以上の施設を特定施設としている。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
27 1 から26までの用途の区分（24を除く。）のうち2以上の異なる用途に供する施設（以下「複合用途建築物」という。）	用途面積の合計が2,000平方メートル以上の施設

〔解説〕

この項では、第24項（共同住宅）を除く他の項に掲げられた建築物で、それぞれの用途では特定施設とならない場合であってもそれらの用途面積の合計が2,000平方メートル以上の施設を特定施設としている。

したがって、整備基準は複合用途建築物の共用部分についてのみ適用され、それぞれの

用途に供する部分については個別にそれぞれ該当する項に照らして特定施設であるか否かを判断することとなる。

## 2 公園等

公 共 的 施 設	特 定 施 設
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園	すべての施設

### 〔解説〕

この項では、児童福祉法の児童遊園を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

### 〔参考〕

児童遊園に関する規定 児童福祉法第40条

公 共 的 施 設	特 定 施 設
2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園	すべての施設

### 〔解説〕

この項では、都市公園法の都市公園を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

### 〔参考〕

都市公園に関する規定 都市公園法第2条第1項

公 共 的 施 設	特 定 施 設
3 その他1又は2に類する公園で国又は地方公共団体が設置するもの	すべての施設

### 〔解説〕

この項では、児童遊園又は都市公園に類する公園等を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

なお、自然公園法の公園については自然の風景地を保護する等の同法の目的にかんがみ、対象とはされていないので注意を要する。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
4 動物園又は植物園	すべての施設

〔解説〕

この項では、動物園又は植物園を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

公 共 的 施 設	特 定 施 設
5 遊園地	すべての施設

〔解説〕

この項では、遊園地を公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

### 3 道 路

公 共 的 施 設	特 定 施 設
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみ的一般交通の用に供するものを除く。）	すべての施設

〔解説〕

この項では、道路法による道路のうち自動車のみ的一般交通の用に供するものを除いたものを公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

なお、道路法に定める道路以外の道路（農道、林道等）は、特定の者の一定の目的のために設置されるものであることから対象外とされている。

〔参考〕

道路に関する規定 道路法施行規則第2条、第3条

### 4 建築物以外の公共交通機関の施設

公 共 的 施 設	特 定 施 設
1 鉄道の駅舎	すべての施設

〔解説〕

この項では、鉄道の駅舎のうち建築物以外の部分について公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

〔参考〕

鉄道の駅舎に関する規定 鉄道事業法第8条

公 共 的 施 設	特 定 施 設
2 船舶に係る旅客施設	すべての施設

〔解説〕

この項では、船舶に係る旅客施設のうち建築物以外の部分（旅客乗降用固定施設など）について公共的施設として規定し、そのすべての施設を特定施設としている。

〔参考〕

旅客施設の例 港湾法第2条第5項第7号

5 建築物以外の路外駐車場

公 共 的 施 設	特 定 施 設
駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法第12条の規定による届出を必要とする施設

〔解説〕

この項では、機械式駐車場を除く駐車場法の路外駐車場を公共的施設として規定し、そのうち駐車場法第12条の規定による届出を必要とする施設（面積500平方メートル以上）を特定施設としている。

〔参考〕

路外駐車場の届出に関する規定 駐車場法第12条

## 整備基準の解説

### ○ 整備基準について

条例第14条では、公共的施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準を定めることとし、これを「整備基準」と呼ぶこととしている。また、整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等について、公共的施設の区分に応じて定められている。

以下は、公共的施設の区分に応じて定められた整備箇所及び整備基準の説明である。

### 1 建築物

整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>

#### 〔解説〕

出入口に関する整備基準は、建築物の直接地上へ通ずる出入口（以下「建物出入口」という。）及び駐車場へ通ずる出入口（以下「駐車場出入口」という。）並びに不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口（以下「室出入口」という。）について、各々1以上を車いす使用者が通過できるような構造とすること、とされている。

なお、不特定かつ多数の者が利用しない従業員専用出入口などは、整備基準の対象とはならない。

#### 〔解釈〕

- 「駐車場出入口」とは、例えば百貨店の地下駐車場がある場合に百貨店部分から当該駐車場部分へ通じる出入口をいい、建物出入口に該当しないものを指している。
- 避難階が複数ある場合は、それぞれの階に規定を満たす出入口が必要である。
- 出入口の幅「内法80センチメートル」は、車いすが通過できる幅員である。
- 「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の扉（例、回り扉）としないことを求めているものである。
- 「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（例、高低差が2 cm程度以内で丸みをもたせた段）以外の段をいう。

整備箇所	整備基準
2 廊下その他 これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から室の1の項に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>① 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>② 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>③ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>④ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる施設を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>① 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>② こう配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>③ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>④ 傾斜路には、手すりを設けること。</p>

- ⑤ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ⑥ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
- ⑦ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。

〔解説〕

廊下については、不特定かつ多数の者が利用する場合の共通の基準として、①滑りにくい材料で仕上げること、②段を設ける場合にはつまずきにくい構造とすること等について規定している。

また、一定の経路上の廊下については、車いす使用者が通行可能な構造とすることを求めている。この一定の経路とは、車いす使用者が通行可能な建物出入口又は車いす使用者が通行可能な駐車場出入口から車いす使用者が通行可能な建物出入口に至る経路のことである。

〔解釈〕

- 廊下の「幅員120cm」は、人が横向きになれば車いすとすれ違い、又、二本杖使用者が円滑に通過できるものである。
- 「車いすの転回に支障ないもの」及び「車いすが転回することができる構造の部分」とは、150cm角以上のスペースやT字形の交差部などが該当する。なお、廊下の幅が150cm以上ある場合は、転回スペースがあるものとみなすことができる。
- 「車いす使用者用特殊構造昇降機」とは、段差解消機をいう。なお、段差解消機には、すでに建築基準法第38条の規定に基づく一般認定を受けている製品もある。
- 傾斜路の「幅員120cm」は、廊下の幅員と同様な意味合いである。なお、段を併設する場合の「幅員90cm」は、傾斜路を車いすで通行できる幅員である。
- こう配は、12分の1（国際シンボルマーク掲示のための基準）以下を基本とし、高低差が16cm以下の場合には、建築基準法に規定されている最大こう配の8分の1以下とすることができる、としている。
- 踊場は、傾斜路の長さが長くなる場合（こう配12分の1の場合9m）には、車いす使用者が休憩や加速ができるように平坦部を設けるためのものである。
- 傾斜路の手すりについては、設置することを求めているので、少なくとも片側に設置すれば足りることとなる。なお、利用者の便宜に配慮し、両側に設置することの検討も必要であろう。
- 視覚障害者のために、傾斜路の端等に周囲の床材と識別しやすい材料による注意喚起用床材（いわゆる警告ブロック）を設けることとしている。



整備箇所	整備基準
3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造）とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>

〔解説〕

階段については、不特定かつ多数の者が利用する避難階以外の階に通ずるものは、整備基準に適合することを求めている。

〔解釈〕

- 自動車車庫について(5)が適用されないのは、視覚障害者の場合、自動車の運転は視覚障害者以外の者が行い、同行（視覚障害者を誘導）することが想定されるからである。
- 回り段とは、らせん階段などである。

整備箇所	整備基準
4 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等（条例第1条の「高齢者、障害者等」をいう。以下同じ。）が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>(4) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p>

- (5) かが内には、かがが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (6) かが及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。
- (7) かが内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (8) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置 ((7)に規定する制御装置を除く。) は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
- (9) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。
- (10) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

【解説】

エレベーターについては、車いす使用者、視聴覚障害者対応エレベーターを建築物に1以上設けることとしている。

【解釈】

- 専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす使用者用駐車施設が設けられていない階は、当該階が車いす使用者による利用が見込まれない階であるためエレベーターのかごの停止を求めている。例えば、2階建ての建物で2階は駐車場のみが設けられている場合、別に1階出入口付近に車いす使用者用駐車施設が設けられている場合にはエレベーターを設置しないことができるものである。
- 用途面積が2,000㎡未満の公共的施設では、整備基準に満たない大きさのエレベーター、車いす使用者が利用できるエレベーター、車いす用階段昇降機などにより、車いす使用者等が2階以上の階に到達できる場合は、整備基準によるエレベーターを設置しないことができる。
- かがの出入口の幅80cmは、車いすが通過できる幅員である。
- かがの床面積1.83㎡は11人乗りの場合の最低床面積であり、かがの奥行き135cmはJ I S規格の11人乗り及び13人乗りの寸法である。
- 乗降ロビーの幅及び奥行き150cmは、車いすの回転可能寸法である。

整備箇所	整備基準
5 便所	<p>(1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>① 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>② 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>③ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>

〔解説〕

便所に関する整備基準では、1以上の車いす使用者用便房及び1以上の床置き式小便器を設置することとしている。なお車いす使用者用便房に男女の区分を設ける場合は、各1以上の車いす使用者用便房を設置することとなる。

なお、便所に関する整備基準は、他の整備箇所同様、不特定かつ多数の者が利用する便所に適用され、従業員専用の便所などには適用されない。また、便所の設置箇所が利用者に明瞭に表示されるなどの適切な情報提供も重要であろう。

〔解釈〕

- 車いす使用者用便房は、建築物内の便所の位置、出入口と便座の関係等様々な平面計画がありうることから、「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定し、具体的な寸法については規定されていない。
- 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅80cmは、車いすが通過できる幅員である。
- 車いす使用者用便房の設置に当たっては、車いす使用者用に限定することなく、可動式簡易ベッドを設置するなどして、乳幼児などの使用も可能とするような工夫も必要であろう。

整備箇所	整備基準
6 駐車場	<p>(1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>① 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>② 幅は350センチメートル以上とすること。</p> <p>③ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>

〔解説〕

整備基準では、建築物には1以上の車いす使用者用駐車施設を設けること、としている。

〔解釈〕

- 「車いす使用者用駐車施設へ通ずる～出入口」とは、建物出入口と駐車場出入口のいずれをも含む。
- 車いす使用者用駐車施設の幅350cmとは、車いす使用者が自立して乗降できるよう十分なスペースを確保するためのものである。
- 車いす使用者用駐車施設の表示は、床面への表示とともに、看板等により立面の表示をすることが利用者の便宜となろう。
- 建物出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路上には敷地内の通路が、駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路上には駐車場内の通路があるが、これらの通路を通行する視覚障害者には運転手等の同行（誘導）が想定されるため、誘導用床材等の敷設は必要としない。

整備箇所	整備基準
7 敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項の(1)から(4)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>① 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>② 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>① 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>② 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項の(5)の①から⑤までに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>

〔解説〕

敷地内の通路については、建物出入口から道等に通ずるもの又は屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造について定めたものである。道等から車いす使用者用駐車施設に至る通路については、当該公共的施設を利用する障害者等が経路することは想定されないため、整備基準の対象とはされていない。

なお、バス等が走行するような構内道路を備えた敷地内に複数の建築物が存在し、各建築物の近くまで高齢者、障害者等がバス、タクシー等で到達することが想定できる場合には、当該道路に接する部分から建築物の出入口までの部分を整備すれば十分であるとも考えられる。

〔解釈〕

- 通路の幅員120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、二本杖使用者が円滑に通行できるものである。
- 建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には注意喚起用床材や誘導用床材の敷設が求められていない。これは、当該通路を通行する視覚障害者には運転手等の同行（誘導）が想定されるためである。

整 備 箇 所	整 備 基 準
8 洗面所	<p>洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(3) 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。</p>

〔解説〕

洗面所については、滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の利用に配慮し、円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けることとされている。

〔解釈〕

- 洗面所は、様々な形態がありうることから、「車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けること」とされ、具体的な寸法等については規定されていない。

整 備 箇 所	整 備 基 準
9 共同浴室	<p>浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2) 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内法80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。</p>

〔解説〕

浴室の整備基準は、高齢者、障害者等の円滑な利用や危険防止に配慮したものとなっている。

なお、従業員専用の浴室などは整備基準の対象とならない。

整備箇所	整備基準
10 客席及び観覧席（以下「客席等」という。）	<p>(1) 客席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を客席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>① 1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き110センチメートル以上とすること。</p> <p>② 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>③ 車いす使用者用席の後方に車いす使用者の出入り及び転回に支障のない部分を設けること。</p> <p>(2) 客席等のある室の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める構造の各車いす使用者席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>① 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>② 高低差がある場合には、2の項の(5)の①、②及び⑤に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(3) 難聴者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めること。</p>

〔解説〕

客席等については、500席以下の場合には少なくとも2席、1,000席の場合には少なくとも4席の車いす使用者用席を設置するものとされている。

〔解釈〕

○ 車いす使用者席に至る通路の幅員120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅である。

整備箇所	整備基準
11 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。</p> <p>(2) 病院において利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めること。</p>

〔解説〕

受付カウンター等を設置する場合には、車いす使用者の利用に配慮したものとすることを努めることとされている。

また、病院の利用者の呼出しを行う受付カウンター等においては、視聴覚障害者に配慮したものとすることを努めることとされている。

〔解釈〕

- 「車いす使用者の利用に配慮した高さ～空間」とは、天板の高さを70cm程度、下部に65cm程度の高さ、奥行き45cm程度のスペースを確保した構造である。

整備箇所	整備基準
12 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とすることを努めること。</p> <p>(1) 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機及び公衆ファクシミリを設けるよう努めること。</p>

〔解説〕

公衆電話所を設置する場合には、車いす使用者、難聴者及び視覚障害者用の利用に配慮したものとすることを努めることとされている。

〔解釈〕

- 「車いす使用者の利用に配慮した高さ～空間」とは、電話ダイヤルの中心位置の高さが90～100cm、下部に65cm程度の高さ、奥行き45cm程度のスペースを確保した構造である。



整備箇所	整備基準
13 休憩所	別表第1の建築物のうち、1の項から4の項まで、6の項、9の項から11の項まで、13の項から15の項まで、18の項から23の項まで及び25の項から27の項までの公共的施設には、休憩用の施設を設けるよう努めること。

〔解説〕

対象施設は、一定時間の利用が見込まれるため、休憩用の施設の設置に努めることとされている。

〔解釈〕

- 「休憩用の施設」とは、ベンチ、テーブル等様々な形態がありうることから、具体的な品目等については規定されていない。

整備箇所	整備基準
14 授乳場所	別表第1の建築物のうち、6の項、9の項のうち体育館、10の項、20の項のうち保健所及び市町村保健センター並びに27の項のうち以上の公共的施設を含むものには、当該公共的施設に授乳場所を設置し、ベビーベッド、いすその他授乳等に必要な設備を設けるよう努めること。

〔解説〕

対象施設は、乳児連れでの利用が多いと考えられる施設であり、授乳場所を設置することとされている。

整備箇所	整備基準
15 水飲器	<p>水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 水飲器のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 給水栓は、容易に操作できるものとする。</p> <p>(3) 車いす使用者の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。</p>

〔解説〕

建築物には利用者の便宜のため水飲器が設けられる場合があるが、この場合、少なくとも1以上は車いす使用者の利用に配慮するよう努めることとされている。

〔解説〕

- 「車いす使用者の利用に配慮した高さ」とは、70～80cm程度である。

整備箇所	整備基準
16 券売機及び自動販売機 (以下「券売機等」という。)	券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める構造とするよう努めること。 (1) 車いす使用者が円滑に利用できるように配慮した券売機等を1以上設けること。 (2) 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できるように配慮した券売機等を1以上設けること。

〔解説〕

券売機等の設置に当たっては、車いす使用者、視覚障害者の利用に配慮したものとするよう努めることとされている。

〔解説〕

- 「車いす使用者が円滑に利用できるように配慮した券売機等」とは、金銭投入口、操作ボタン、取出口等の高さは45～125cm程度とし、下部に車いすのキャスターやひざが入るよう65cm程度の空間を確保したものである。

整備箇所	整備基準
17 案内表示等	(1) 案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。 (2) 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により聴覚障害者及び視覚障害者に非常事態を知らせることができるものとするよう努めること。

〔解説〕

案内表示の設置に当たっては、設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めることとされている。

また、非常警報装置の設置に当たっては、聴覚障害者及び視覚障害者に配慮したものとするよう努めることとされている。

〔解説〕

- 「設置箇所、表記方法」には、案内表示の位置、高さ、文字や絵の大きさ、表示の工夫、点字による表示などがある。

整備箇所	整備基準
18 更衣室及びシャワー室 (以下「更衣室等」という。)	<p>更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の更衣室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2) 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 更衣ブース及びシャワールームの出入口の幅は、内法80センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 更衣ブース及びシャワールームの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(6) 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努める。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努める。</p>

〔解説〕

更衣室等の整備基準は、高齢者、障害者等の円滑な利用や危険防止に配慮したものとなっている。

なお、従業員専用の更衣室等は整備基準の対象とならない。

整備箇所	整備基準
19 客室	<p>ホテル又は旅館にあっては、客室のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるような十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。</p> <p>(2) 5の項の(1)に定める車いす使用者対応便所を設けること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>

〔解説〕

客室のうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用することができるような構造とすることとされている。

整備箇所	整備基準
20 改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）（以下「改札口等」という。）	改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 (1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを求めている。

〔解説〕

改札口等については、不特定かつ多数の者が利用する場合の基準として、①車いす使用者が通行可能な構造とすること、②滑りにくい材料で仕上げることを求めている。

〔解釈〕

○ 改札口等の幅80cmは、車いすが通過できる幅員である。

整備箇所	整備基準
21 エスカレーター	エスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とするよう努めること。 (1) ステップの水平部分は、3枚以上とすること。 (2) 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ120センチメートル以上とすること。

〔解説〕

エスカレーターを設置する場合は、車いす対応型とするよう求める規定である。

なお、車いす使用者等がエレベーター等の他の手段により建築物の他の階に移動できる場合は、条例のうえでは必ずしも整備を必要とするものではない。